

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修、介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対して支援**を行う。また、子育て世帯等の暮らしを支える生活拠点の整備を進め、まちなかへの居住や生活環境の向上を図るため、子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業 【継続】

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】 新築 1/10（上限 90・120・135万円/戸*）
改修 1/3（上限 180万円/戸等）※床面積等に応じて設定

【高齢者生活支援施設*】 新築 1/10（上限1,000万円/施設）
改修 1/3（上限1,000万円/施設）

※新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。

② セーフティネット住宅改修事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業） 【継続】

○ 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸等
対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業 【継続】

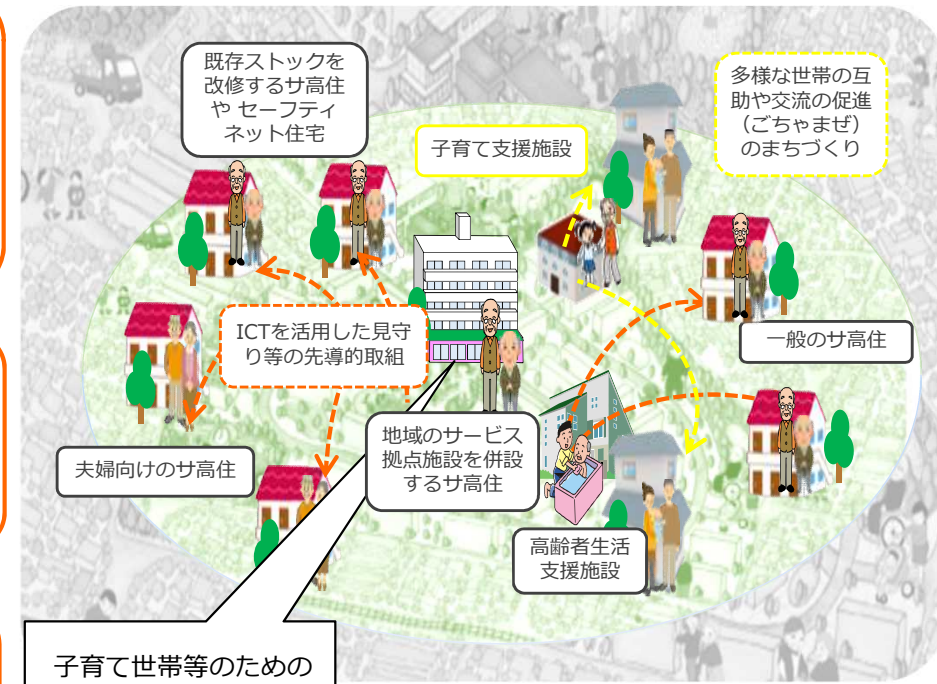
○ 介護予防や健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

【工事費】補助率：新築1/10、改修2/3
【技術の検証等に係る費用】補助率：2/3

④ 地域生活拠点型再開発事業 【新規】

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等について、調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費に対して、国が集中的・重点的に支援を実施

補助率：国1/3 地方公共団体1/3 民間事業者1/3



子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等を集中的・重点的に支援